

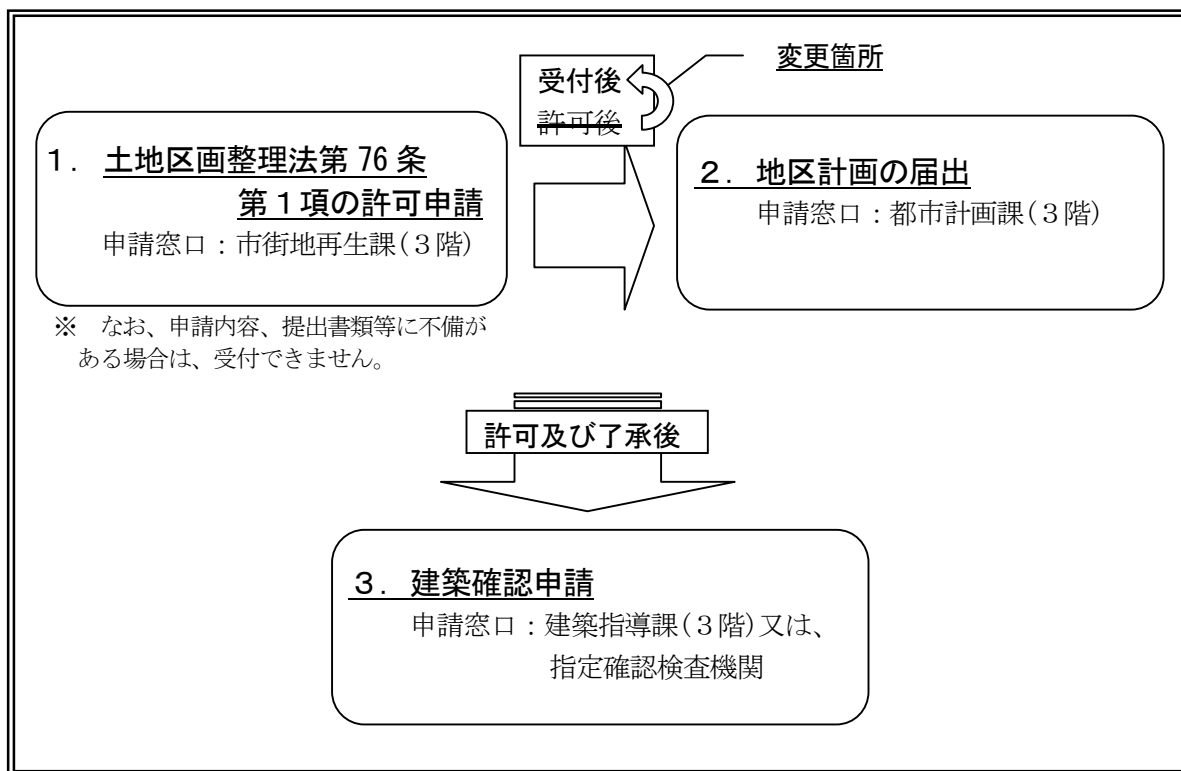
お知らせ

**『76条許可申請』と『地区計画の届出』について
申請手続きの負担を軽減します！**

これまで金沢市では、76条許可申請(土地区画整理法76条第1項に基づく許可申請)の許可後に、地区計画の届出を行うこととしておりましたが、その手続きを変更し、76条許可申請の受付後、地区計画の届出を行うこととします。

これより、建築確認申請までの手続き期間を短縮し、申請手続きの負担軽減を図ります。

申請手続きの流れは、下記フロー図のとおりです。



(平成25年4月1日から実施)

あわせて、平成25年4月1日より、76条許可申請の許可書の様式を一部変更します。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先：(76条申請に関すること)
金沢市都市整備局市街地再生課
TEL076-220-2676
(地区計画の届出に関すること)
金沢市都市整備局都市計画課
TEL076-220-2353